

第37回 奈良県河川整備委員会議事概要

1 日 時：平成18年12月1日（金） 13:00～ 15:30

2 場 所：奈良市男女共同参画センター「あすなら」大会議室

3 出席者

委員 8名：朝廣佳子、池淵周一、岩本廣美、中川一、中島祐子、
前迫ゆり、三野徹、和田萃（五十音順、敬称略）

事務局4名：奈良県 板屋河川課長 ほか

4 議事要旨

(1) 第35回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認

第36回奈良県河川整備委員会（現地視察会）の報告

(2) 第35回奈良県河川整備委員会の補足説明

(3) 吉野川の治水計画について

(4) その他

5 議事内容（主な意見）

5.1 第35回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認

・特になし

5.2 第36回奈良県河川整備委員会（現地視察会）の報告

・特になし

5.3 第35回奈良県河川整備委員会の補足説明

・特になし

5.4 吉野川の治水計画について

・紀の川（吉野川）は国と県との管理区間が連続しているが、治水計画は1級水系全体で、中長期的な目標である「河川整備基本方針」において150年に一度程度起こる規模の雨を対象とし定められている。国が管理する直轄管理区間についてはすでに熟度の高い形で河川整備計画の検討がなされており、奈良県の管理区間はそれらの検討を踏まえた上での審議であると理解している。

・河川整備計画策定にあたっては財源を考慮しているのか。

→現在吉野川に投資している事業費について今後概ね30年程度を見通し、おおよそ可能と考えられる規模のものを計画に盛り込むこととしている。

・予測を超えるような大災害があった場合、計画上の対応はどうなるのか。

→災害が発生した場合には、被災箇所の復旧が優先される。河川整備計画としては災害の発生状況を踏まえ、その時点で計画の内容を確認し必要に応じて見直しを行う。

・この河川整備計画とともに校外学習や台風時の川の状況などが体験できるような、子供たちが何か体感できるような場所の整備が必要。

・整備にあたっては、住民の協力が必要。今後住民に対してどのような形で協力を呼びかけるのか。

・整備区間の優先順位を決める際に、地域住民の要望等を考慮するのか。

→計画がある程度固まった段階で整備内容を一般公開し、地域住民等の要望も含め再整理した上で、本委員会で審議することとしている。

・流量よりも理解しやすいのは水位である。計算上で求めたものばかりでなく、伊勢湾台風時に各地域でどこまで水位があったのか、痕跡や実績を示し説明する必要がある。

→計算結果は過去の実績洪水を確認した上で検討を進めたもので、計算の前提となった条件や検証結果については次回整理し提示する。

・治水について県管理区間における計画の自由度はどこまでなのか。

→上下流のバランスという観点で、下流に影響を及ぼさない範囲、さらに事業の内容も流域としての効果を最大限に発揮できる方向のもとで検討することとなる。

・伊勢湾台風による洪水を計画規模とすることについて、下流と整合が図れているのか。

→現在、直轄で検討している河川整備計画の計画規模は、戦後最大の伊勢湾台風を採用しており、整合を図っている。伊勢湾台風は1/30程度であるので、河川整備基本方針の1/150に対しては暫定の位置づけであり、治水対策として段階的にまず1/30程度の対策を計画することとしている。

・将来の計画規模1/150に対して、「当面は伊勢湾台風の実績降雨の1/30程度を目標として進めざるを得ない」ということを住民に説明する必要がある。

・計画の水位との橋梁の位置関係が分かる図面や、その流量による水深や河床高、地盤高等の縦断図を示してほしい。優先順位を決定する上で役立つと考える。

・十津川大水害のときの雨量を想定しておく必要があるのでは（十津川の場合は熊野川水系だから比較にならないかも知れないが）。検討できるのであればお願いしたい。

・安全に配慮するあまりに環境とか景観とかを壊しかねない。安全と環境・景観というのは相反するところがあることに留意し、その基本コンセプトをしっかり持っておかなければならない。

・計画立案の段階で、降雨に関する情報など気象の専門家に意見を聞くことも必要ではないか。

・河川を整備しても、流木が水の流下をさまたげるなどにより洪水の原因になることも視野に入れておく必要がある。流木の問題は、森林保全整備と関係があるため、森林サイドの計画がどのような仕組みで、どういうプロセスでどのような対策がなされているのかなど可能な限り示してほしい。

・川の形状を変えるよりも人の動きを変えて、今後、浸水するような箇所は人が住まないような形に持っていくことも必要なのではないか。また河川敷の生物群集をどう保全するかについてどのよ

うに考えているのか。

→今回は河川改修を行う上で計画している流量と、それを基にどこで対策が必要なのかという基本的なところを示している。今後、それぞれの箇所において具体的な改修の方法を検討し提示していくこととなる。その改修方法を検討する際には、今後の土地利用、地域の意向、環境、景観、利活用等に配慮して検討を行うこととしている。

・家屋と集落とでは随分意味が違う、区別して表現する方が良い。

・「浸水範囲が小さいなど築堤等による対策が困難な場合、家屋移転等による手法も検討する」この「困難」の意味は。

→例えば堤防を施工するために非常に大きな費用がかかる、対策が技術的に困難を伴うことが想定される場合など。

・河川整備計画の計画策定の手続きと、個別の事業の評価はどの時点でどういう形で実施されることになるのか。

→河川法に基づき『河川整備計画』を策定し、当面の計画について明らかにする。この計画のもとで具体的に組み込んだ事業の内容について5年毎にフォローアップをし、進捗を確認した上で、必要に応じ計画の見直しを行う。現在、位置づけが明確にされていないが河川整備委員会は事業評価の役割も担うものと考えている。

・対象区間が紀の川水系の奈良県の河川管理区間であること、対象期間が概ね30年についてであること、河川整備の目標を伊勢湾台風の実績洪水（安全度が約1/30規模に相当）を安全に流下させることを前提に、検討することは了解した。

・整備区間の選定や整備方針などは、今後の環境や街づくりといった背景も踏まえて審議、議論していきたい。そのためには、生態環境情報や風景、現在の河川形状といった環境関連の情報も合わせて示してほしい。それにより、整備方針としてさらに優先するもの、付加するもの、外すものが浮かび上がってくると考える。

以上